

# 佐久市議会基本条例の検証結果について

(表中の件数は平成25年4月の条例施行後の数字)

<評価の見方>

A:達成できている B:できている(更なる努力を要する) C:できていない(検討を要する) -:評価の対象としない

※太字は今後検討等を要する点

条文		評価	取組状況、課題、対策等
前文	<p>地方自治体の役割と責任が増す中で、地域主権を担うための機能が地方議会に求められ、その役割、責務の重要性がますます問われている。</p> <p>佐久市議会(以下「議会」という。)は、佐久市民の代表機関として、市民の意思を市政に的確に反映させる使命が課せられているが、その使命を果たすためには更なる議会の機能の強化が求められている。</p> <p>議会は、時代の変化を着実に捉え、多様化する市民の意思を把握するため、その持つ機能を十分に果たさなければならない。</p> <p>ここに、議会は、議員の自己研鑽と資質の向上に努め、執行機関に対する監視機能の強化、政策立案及び政策提言能力の向上、議員間討議の活性化、積極的な情報の公開等の弛まぬ努力により、執行機関との持続的な緊張関係を保持し、健全な二元代表制を確立するとともに、地方自治の進展を図り、市民の負託に全力で応えるため、本条例を制定する。</p>	B	<p>常任委員会において議員間討議は行われていない。</p> <p>予算決算委員会のあり方と合わせて議員間討議の導入について検討する</p>
目的	第1条 <p>この条例は、地域主権の時代に相応しい議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な役割、行動指針等について、基本的な事項を定めることにより、市民(市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。以下同じ。)の負託に的確に応え、市勢の進展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>	A	<p>理念を理解している。</p>
議会の活動原則	第2条 <p>議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、公平性、透明性及び独立性を重んじ、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。</p> <p>(1) 議会活動について、市民に対する情報公開に努め、説明責任を果たし、市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うこと。</p> <p>(2) 提出された議案について、是非の姿勢で審議及び審査を行うこと。</p> <p>(3) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務について、監視機能を果たすこと。</p> <p>(4) 市民の意思を市政に的確に反映させるため、独自の政策立案、条例制定等を行うこと。</p> <p>(5) 市民の議会に対する信頼性を高めるため、議会改革を行うこと。</p>	B	<p>活動原則については理解し、独自の条例制定も行っているが、引き続き努力を要する</p>

条文		評価	取組状況、課題、対策等
議員の活動原則	第3条		議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。 (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を行うこと。 (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握すること。 (3) 自己の能力を高める不断の研鑽に努め、市民の代表者として相応しい活動を行うこと。 (4) 議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。
会派	第4条	B	常任委員会において議員間討議は行われていない。 予算決算委員会のあり方と合わせて議員間討議の導入について検討する
市民参加及び市民との連携	第5条	A	会派を結成している。 政策提言を行っている。
市民参加及び市民との連携	第5条	B	参考人の出席は条例施行後9件。 公聴会の開催事例はない。 議会報告・意見交換会など広聴のあり方については不断の検討・改善が必要
情報公開及び広報広聴の充実	第6条	B	広報については本会議のホームページ、ケーブルテレビによる中継や録画配信を行っており、フェイスブックによる発信も令和6年2月から開始した。 広聴については議会だよりモニターを実施中であり、さらに議会モニター制度を検討中。
議会と市長等との関係	第7条	B	市長等との緊張ある関係の保持については不断の検証が必要

条文		評価	取組状況、課題、対策等
議員と市長等との関係	第8条	B	議会審議における市長等との緊張関係の保持、論点の明確化などについては不断の検証が必要
政策等の形成過程の説明要求	第9条	B	7項目の説明を求めることや、執行後の改善点の指摘については不断の取組が必要
政策立案及び政策提言	第10条	B	条例制定は4件。議案の修正案提出は7件、うち可決は2件(条例案)、否決は5件(条例案2件、予算案3件)。政策立案、政策提言の実施については不断の取組が必要

条文		評価	取組状況、課題、対策等
議決事件	第11条	—	議決事件を定める条文である。 (評価の対象としない)
議決事項の追加	第12条	B	議決事件の追加については不断の検討が必要
議会運営	第13条	B	正副議長の選出の経過の公開については、引き続き検討が必要
委員会	第14条	B	委員会資料の市民への積極的提供については周知方法も含めて検討が必要
議会の機能強化	第15条	B	監視、評価、政策立案、政策提言に関する機能強化については不断の取組が必要

条文			評価	取組状況、課題、対策等
調査機関の設置	第16条	<p>議会は、議会活動及び市政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、議決により、有識者等で構成する調査機関を設置することができる。この場合において、必要があると認めるときは、調査機関の構成員に議員を加えることができる。</p> <p>2 前項の調査機関の設置について必要な事項は、別に定める。</p>	一	<p>有識者等で構成する調査機関の設置は実施していない</p> <p>(※調査のために必要があるときに設置する機関であり、現時点では評価の対象としない)</p>
議員研修	第17条	<p>議会は、議員の政策立案能力及び政策提言能力の向上のために、各種の研修を積極的に実施しなければならない。</p>	A	<p>市単独のものや、他の団体との共同により、議員研修会を実施している。</p>
政策討論会	第18条	<p>議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を図るため、政策討論会を開催する。政策討論会について必要な事項は、別に定める。</p>	B	<p>実施例はあるが、討論の内容を充実させる方策については検証が必要</p>
議会事務局の体制整備	第19条	<p>議会は、議会及び議員の政策形成及び立案能力を高めるため、議会事務局の機能を強化するとともに、組織体制の整備を図るものとする。</p>	C	<p>議会機能のさらなる強化のために増員が必要</p>
議会図書室	第20条	<p>議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。</p>	B	<p>議員力向上に資する環境整備について、図書室の利活用の活性化も含めて検討が必要</p>
政務活動費	第21条	<p>政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部であり、有効に活用するものとする。</p> <p>2 佐久市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年条例第248号)の規定により、政務活動費の交付を受けた会派は、議員による政策研究及び政策提言が確実に実行されるよう、政務活動費の適正な執行に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、別に定める基準により、政務活動費の収支報告書を公開する。</p>	B	<p>政務活動費を使った視察・研修内容の積極的な情報発信について検討が必要</p>
議員定数	第22条	<p>議員定数の改正に当たっては、議会に課せられた使命を検証するとともに、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望等を十分に勘案し、市民の意見を聴取するものとする。</p> <p>2 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、検討経過等を明らかにして委員会又は議員から提出するものとする。</p>	A	<p>市民説明会を開催し、令和7年の選挙時より議員定数を26人から2人減らし24人とする条例改正案を可決</p>
政治倫理	第23条	<p>議員は、市民全体の代表者として市民の信頼に応えるとともに、その人格と倫理の向上に努めなければならない。</p> <p>2 議員の政治倫理に関しては、別に条例の定めるところによる。</p>	B	<p>条例に基づき、不断の検証が必要</p>

条文		評価	取組状況、課題、対策等
最高規範性	第24条	A	理念を理解している。 一般選挙後に議員研修を行っている。
見直し手続	第25条	B	今般の取組も含め、継続的な検証が必要
委任	第26条	A	必要に応じて規程を作成している。